

へ. 通則3(b) (要約)

混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に**重要な特性**を与えている**材料**又は**構成要素**から成るものとしてその**所属**を**決定**する。

○重要な特性で分類を決定する。重要な特性の判断にあつては、構成要素の性質(容積、数量、重量、価格等)又は使用する際の構成材料の役割を考慮する。**食品**の場合は、**重量**が判断材料として用いられることが多い

ケース・バイ・ケースで判断

＜「小売用のセット」とは＞

「小売用のセット」として認められるための要件

- (a) 異なる項に属する二以上の物品から成るもの
- (b) 特定の必要性を満たすため、又は、特定の活動を行うために共に包装されている
- (c) 再包装せず使用者に直接販売できる

これらを満たすことが必要となる。

分類は構成要素のうち「重要な特性」で判断する。

・セットと認められなければ、通則3(b)の適用はない。

通則3(b)

小売用のセットにした物品の要件

関税率表解説、通則3(b)(X)に規定されており、
次の要件のすべてを満たすものにかぎり適用される

(a)異なる項に属する二以上の物品から成るもの

(b)ある特定の必要性を満たすもの又はある特定の活動を行なうために、共に包装されたもの

(c)再包装しないで、使用者に直接販売するのに適した状態に包装されている物品

＜「小売用セット」として認められるもの、 認められないもの＞

- インスタントラーメン(麺、粉末調味料、薬味)
- × 缶詰セット(えび缶詰、チーズ缶詰、ベーコン缶詰)
- × 洋酒セット(ワイン、ブランデー、ウイスキー)
- × おかずセット(オクラ胡麻和え、ひじき煮、きんぴらごぼら、小松菜おひたし、切干大根、茄子揚げ浸し)
- ナタマメ栽培鑑賞セット(ナタマメ、砂、容器)

通則3(b)

混合物【例】

★ 小麦粉(70%)、そば粉(30%)を混合したもの

2(b)を適用し

11.01項及び11.02項の
2つの項に属することとなる。

3(b)を適用し

重要な特性を与えている材料は
全体の70%を占める小麦粉として

11.01項に所属が決定

通則3(b)

小売用のセットにした物品【例】

★小麦粉及び卵等からなるパスタ、粉末スープ、こしょうをそれぞれ小袋に入れ、即席麺として小売用包装したもの

通則1により

パスタ(19.02)

スープ(21.04)

こしょう(09.04)

3(b)を適用し

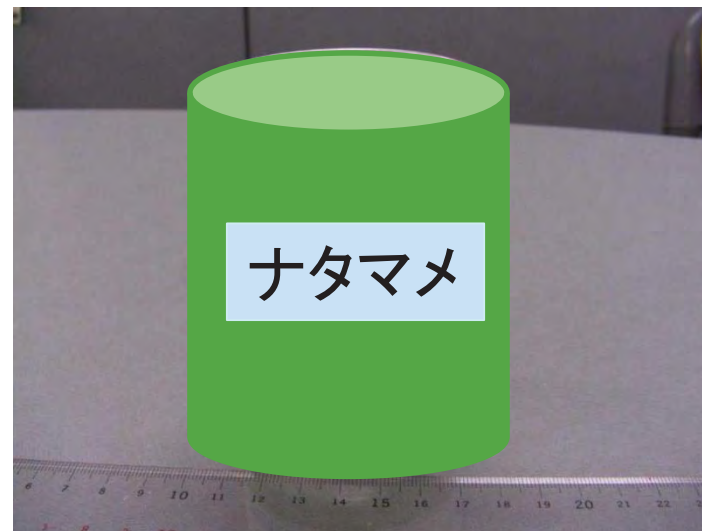
即席麺として小売用のセット

重要な特性を与えている材料は
パスタとして19.02項に所属が決定

おかずセット



ナタマメ栽培鑑賞セット



ト. 通則3(c) (要約)

(a) 及び (b) の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち**数字上の配列において最後となる項**に属する。

通則3(a)、(b)で分類決定できない場合には、最後の項に分類する

＜通則3(c)の適用例＞

バターピーナッツとあられの混合物(柿ピー)で、重量割合が50%ずつのもの

バターピーナッツは落花生調製品として20.08項、あられはベーカリー製品として19.05項。重量割合が同一で、重要な特性がいずれにあるとも判断しがたいため、通則3(c)を適用して、20.08項に分類する。

(注)

(イ) 混合物の場合は分離課税扱いとなるものがあるので注意すること

(ロ) 比較するのは項毎であるので、同一の項のものは合計して重量割合を比較する

通則3(C)

等しく考慮に値する項のうち、

数字上の配列において **最後** となる項に属する。

★例 バターピーナッツとあられの混合物(柿ピー)で、重量割合が50%ずつのもので

バターピーナッツは落花生調製品として20.08項、あられはベーカリー製品として19.05項。重量割合が同一で、重要な特性がいずれにあるとも判断しがたいため、通則3(c)を適用して、20.08項に分類する。

(注) (イ) 混合物の場合は分離課税扱いとなるものがあるので注意すること

(ロ) 比較するのは項毎であるので、同一の項のものは合計して重量割合を比較する

3(b)で決定できない

19.05項

20.08項

3(c)により

最後となる **20.08** 項に所属が決定